

食品用器具及び容器包装のポジティブリストの改正について (改正リストへの物質の追加等)

1. 経緯

平成30年6月の改正食品衛生法により、食品用の器具及び容器包装にポジティブリスト制度が導入され、食品衛生法施行令において、材質を合成樹脂とし、令和2年6月1日から施行されている。

ポジティブリストについては、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第196号）により、リストを告示するとともに、令和7年5月末までの5年間の経過措置期間を設定し、経過措置期間終了までに、既存物質に係る告示を改正し最終化を行うこととした。

そして、整理が完了した物質の改正リスト案については、厚生労働大臣から令和5年4月13日に貴委員会に諮問し、同年6月7日に「食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。」との答申をいただいた。これを以て、同年11月30日に食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第324号）によって改正リストを告示したところ。

その後、改正リスト（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）別表第1第2表）の追加等に関し、令和6年3月12日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において2. の内容について了承された。

2. 改正リストへの物質の追加等について

改正リストに追加等をする物質（添加剤）については、詳細情報や一定の安全性の確認に時間がかかったもの等、前回諮問までに整理が完了していなかった物質等について、令和5年4月18日開催第896回食品安全委員会で説明したものと同様の整理が完了したものである。これを踏まえ、器具・容器包装の規格基準（ポジティブリスト）の改正を行う。

【第896回食品安全委員会 資料1-3より抜粋】

2. 再整理したポジティブリスト（案）について

- (1) 既存物質として使用されてきた物質については、ポジティブリスト制度導入前からネガティブリスト制度によるリスク管理等がなされており、これまでに器具・容器包装から食品へ移行することにより大きな健康被害は報告されていない。そのため、事業者からのこれまでの使用実績に関する意見を踏まえ、一定の安全性について確認・整理した上で基材、添加剤それ

ぞれにつきリストを再整理した。

(2) 略

(3) 添加剤については、意見募集を踏まえ実態を反映させた。収載物質は物性、使用実態等から以下の2グループに分けられる。グループ1については、これまでの使用実績が十分あること、欧米でのリスク評価があること、物質が重合体であること等に基づき、グループ2については、遺伝毒性について、個別試験データ、文献情報、化学構造や物性等を踏まえた定量的構造活性相関((Q)SAR)等に基づき、一定の安全性を確認した。

〈グループ1〉

- 飲食物の主な成分として摂取されている物質(器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い)
- 日本で食品添加物として使用が認可されている物質(食品添加物としてのリスク管理が行われているものであり、器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い)
- 欧米で食品添加物として使用が認可されている物質(欧米で食品添加物としてのリスク評価が行われリスク管理が行われているものであり、器具・容器包装からのばく露量の寄与率は低い)
- 欧米で合成樹脂の添加剤として使用が認可されている物質(欧米でリスク評価済みであり、国内での使用実態は欧米と大きく変わるものではない)
- 添加剤において分子量 1,000 以上の物質(食品へ移行する可能性は低く、移行しても生体に吸収されないと考えられる)

〈グループ2〉

- グループ1に該当しない物質で、国内における使用実績がある物質

3. 今後の知見の収集及び食品健康影響評価の依頼について

(中略)

今後、リスクアセスメントポリシー(リスク評価方針)に基づき、必要な知見の収集を進め、計画的に食品健康影響評価の依頼を実施していく予定。

また、ポジティブリストに収載する物質全てについて、引き続き健康影響等に関する知見の収集を行い、健康に懸念のある新たな知見が得られた場合については、適切なリスク管理措置について検討することとしている。